

平成17年第3回定例会

階上町議会会議録

平成17年6月14日 開会
平成17年6月17日 閉会

階上町議会

平成17年第3回階上町議会定例会 第1日目

議事日程第1号

平成17年6月14日 午前10時1分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 陳情第1号 現行の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出を求める陳情

(陳情者 日教組青森県教職員組合 執行委員長 蝦名敏實氏)

日程第5 陳情第2号 公務員給与の地域間格差導入に関する意見書の提出を求める陳情

(陳情者 「給与構造見直し」問題青森県連絡会 会長 平戸富治氏)

日程第6 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度維持に関する意見書の提出を求める陳情

(陳情者 青森県学校事務労働組合 執行委員長 棟方直幾 氏)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	16 番	浜 谷 豊 美 君
17 番	荒 道 鶴 造 君	18 番	桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	上 山 博 一 君	助 役	笹 山 一 夫 君
収 入 役	荒 谷 剛 生 君	教 育 長	村 上 富 士 夫 君
総 務 課 長	工 藤 靖 夫 君	町 民 課 長	高 階 繁 雄 君
保健福祉課長	鳩 文 男 君	産業建設課長	林 貢 君
教 育 課 長	三 上 孝 八 君	総 務 グループリーダー	上 博 文 君
企 画 財 政 グループリーダー	高 橋 信 一 君	税 務 グループリーダー	寅 谷 信 廣 君
戸 籍 住 民 グループリーダー	池 田 隆 君	保 健 福 祉 グループリーダー	中 村 豊 志 君
中央保育所長	佐 々 木 忠 弘 君	産 業 振 興 グループリーダー	川 向 達 人 君
土 木 建 設 グループリーダー	中 城 功 君	教 育 グループリーダー	小 沢 勝 君
出 納 室 長	浜 谷 義 勝 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長	梨 子 謙 一 君	総務グループ サブリーダー	沼 沢 範 雄 君
総 務 グループ 総 括 主 幹	長 根 工 君		

◎ 開会の宣告

午前10時 1分

◎ 開議の宣告

午前10時 1分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成17年第3回階上町議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番木村勝彦君、15番金沢啓一君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、この際、報告第1号 平成16年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、議案第33号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで、35件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。（町長、登壇）

町長（上山博一君） 本日ここに、平成17年第3回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思えます。

報告第一号 平成十六年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成十六年度において完成が困難となったため、平成十七年度へ繰越した漁港建設、道路新設改良二件及び小学校大規模改造事業について、その計算書を報告するものであります。

次に報告第二号 平成十六年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についてご説明申し上げます。

本件も同じく、繰越しました公共下水道整備事業について、その計算書を報告するものであります。

議案第一号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第二号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、階上町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の附則に不備が生じ

たため専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものです。

議案第三号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成十六年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものです。

既定の額に五千百四十万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五十七億二千三百八十七万八千円としました。

それでは、第一表歳入歳出予算補正のうち、歳入から、主なものについてご説明申し上げます。

町債六千四百六十万円等を追加補正しましたが、町税百四十万三千円、ゴルフ場利用税交付金百六十六万八千円、国庫支出金五百四十九万五千円、県支出金四百五十一万九千円等を減額補正しました。増減合わせて五千百四十万二千円を追加補正したものであります。

歳出につきましては、主なものとして、民生費は社会福祉費及び老人福祉費合わせて四千四百万円、土木費は道路橋梁費八百六十万一千円等をそれぞれ追加補正し、衛生費は保健衛生費百八十九万四千円等減額補正しました。。

次に第二表繰越明許費補正であります。これは学校大規模改造事業で、繰越額が六十九万七千円追加としました。

第三表地方債補正は、中山間地域総合整備事業に係る追加と既定の事業に係る変更分を補正しました。

議案第四号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成十六年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七百五十九万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十四億六千九百二十三万六千円としました。

歳入の主なものは、国民健康保険税を二百二十三万二千円減額し、国等関係機関からの平成十六年度の交付額が確定したことにより、国庫支出金に七百四十六万七千円、療養給付費等交付金に二百三十五万八千円を追加しました。

歳出の主なものは、平成十六年度の精算見込により、保険給付費に七百五十九万三千円を追加しました。

議案第五号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成十六年度階上町老人保健特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ

れ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案する
ものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ三百
三十一万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ九億五千七十七万七千円とし
ました。

歳入の主なものは、国等関係機関からの平成十六年度の交付額が確定したことにより、
支払基金交付金を二千七百四十四万一千円、国庫支出金を一千九百七十七万六千円、県
支出金を四百七十五万四千円それぞれ減額し、繰入金に四千八百五十七万七千円を追加
しました。

歳出の主なものは、医療諸費を三百五万二千元減額しました。

議案第六号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げ
ます。

本案は、平成十六年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の額
をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため
提案するものです。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ十八万
円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四千二百九十八万七千円としました。

歳入の主なものは、使用料、手数料の増減です。

歳出は、施設管理費を減額しました。

議案第七号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上
げます。

本案は、平成十六年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞ
れ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案する
ものです。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算を補正しました。

歳入の主なものは、国等関係機関からの平成十六年度の交付額が確定したことにより、
支払基金交付金を二百七十一万二千元減額し、保険料に百五十八万八千円、基金繰入金
に百八万一千円追加しました。

歳出は、保険給付費を補正したものです。

議案第八号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げ
ます。

本案は、構成団体である津軽北部広域事務組合が平成十七年三月二十七日をもって解
散したため、本組合の規約の一部を変更する規約を専決処分したものについて、その承
認を求めるため提案するものです。

議案第九号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上
げます。

本案は、構成団体である津軽北部広域事務組合が平成十七年三月二十七日をもって解散し、階上町南郷村田代小学校中学校組合が同年三月三十一日をもって八戸市階上町田代小学校中学校組合に名称変更したため、本組合の規約の一部を変更する規約を専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものです。

議案第十号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、構成団体である津軽北部広域事務組合が平成十七年三月二十七日をもって解散したため、本組合の規約の一部を変更する規約を専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものです。

議案第十一号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成十七年一月一日から平成十七年四月一日までの間における市町村合併に伴い、本組合同規約の一部を変更する規約を専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものです。

議案第十二号 階上町光のふるさと創造事業基金条例を廃止する条例の制定及び議案第十三号階上町ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、第三次階上町行政改革大綱に基づき、基金を統合し計画的運用を図るため提案するものです。

議案第十四号 階上町法定外公共物管理条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、法定外公共物の管理が国から町へ移譲されたことに伴い、所用事項を定めるため提案するものです。

議案第十五号 階上町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町の公の施設の管理を行なわせる指定管理者の指定の手続き等に関し必要な事項を定めるため提案するものです。

議案第十六号 階上町コミュニティ公園条例の制定、議案第十七号階上町住民集会所条例の制定、議案第十八号ふる里河川公園条例の制定、議案第十九号階上町農村活性化センター条例の制定、議案第二十号階上町ふるさとにぎわい広場条例の制定、議案第二十一号階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定及び議案第二十二号階上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件をご説明申し上げます。

本案は、いずれも指定管理者制度導入に伴い、所要の改正をするため提案するものです。

議案第二十三号 階上町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第二十四号階上町畜産総合対策事業基金条例の一部を改正する条例の制定及び議案第二十五号階上町家畜導入基金条例の一部を改正する条例の制定についての件をご説明申し上げます。

す。

本案は、ペイオフ対策及び基金を歳計現金に繰り替えて効率的な運用を図るため提案するものです。

議案第二十六号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をするため提案するものです。

議案第二十七号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の改正に伴い、所要の整備をするため提案するものです。

議案第二十八号 平成十七年度階上町一般会計補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ三億一千七百二十万九千円を追加し、歳入歳出の総額を五十二億四千七百二十万九千円とするものです。

それでは、第一表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入では、繰入金に三億一千六百十四万七千円を追加し、歳出では、民生費に、老人福祉費の百六万九千円増額等、合わせて百四十万五千円を追加しました。

教育費は、教育総務費の百三十九万三千円増額等、合わせて百五十九万三千円を追加するものです。

諸支出金は、基金への積立として三億一千三百五十五万二千円を追加するものです。

議案第二十九号 平成十七年度階上町老人保健特別会計補正予算第一号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 五十万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ八億九千四十三万七千円とするものです。

平成十六年度の医療費が確定したことにより、歳入は繰入金及び諸収入に追加補正し、歳出は諸支出金の償還金に追加補正するものです。

議案第三十号 平成十七年度階上町介護保険特別会計補正予算第一号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六億八千七百十四万六千円とするものです。

補正の内容は、県の推薦により十八年度からの制度改正に伴う認定業務のモデル事業を実施するため、新たに補正するもので、歳入は国庫支出金及び繰入金に追加補正し、歳出は総務費の介護認定費に追加するものです。

議案第三十一号 平成十七年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第一号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の補正をするものであります。

歳入は、国庫補助金を減額し、一般会計からの繰入金と公共下水道事業債を追加するものであります。

歳出は同一の項、目内で工事請負費を九百九十八万五千円減額し、委託料四百四十万円・補償補填及び賠償金四百六十三万三千円・公有財産購入費九十五万二千円を追加するものであります。

第二表地方債補正は、事業費の内訳が変動したため、起債の限度額を変更するものであります。

議案第三十二号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、一人の委員の任期満了に伴い、後任の委員に有谷 升氏を選任するため提案するものです。

議案第三十三号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、一人の委員の任期満了に伴い、後任の委員の候補者に北城 忍氏を推薦することについて意見を求めるため提案するものです。以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。（上山町長、降壇）

議長（桑原一夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第4、陳情第1号 現行の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出を求める陳情の件から、日程第6、陳情第3号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める陳情についての件まで、3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の規定により、陳情第1号及び陳情第3号の2件を教育民生常任委員会へ、陳情第2号を総務財政常任委員会へ付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第3号を教育民生常任委員会へ、陳情第2号を総務財政常任委員会へ付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月15日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月15日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の会議は6月16日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時26分)

平成17年第3回階上町議会定例会 第2日目

議事日程第2号

平成17年6月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	16 番	浜 谷 豊 美 君
17 番	荒 道 鶴 造 君	18 番	桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	上 山 博 一 君	助 役	笹 山 一 夫 君
収 入 役	荒 谷 剛 生 君	教 育 長	村 上 富 士 夫 君
総 務 課 長	工 藤 靖 夫 君	町 民 課 長	高 階 繁 雄 君
保健福祉課長	鳩 文 男 君	産業建設課長	林 貢 君
教 育 課 長	三 上 孝 八 君	総 務 グループリーダー	上 博 文 君
企 画 財 政 グループリーダー	高 橋 信 一 君	税 務 グループリーダー	寅 谷 信 廣 君
戸 籍 住 民 グループリーダー	池 田 隆 君	保 健 福 祉 グループリーダー	中 村 豊 志 君
中央保育所長	佐 々 木 忠 弘 君	産 業 振 興 グループリーダー	川 向 達 人 君
土 木 建 設 グループリーダー	中 城 功 君	教 育 グループリーダー	小 沢 勝 君
出 納 室 長	浜 谷 義 勝 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長	梨 子 謙 一 君	総務グループ サブリーダー	沼 沢 範 雄 君
総務グループ 総括主幹	長 根 工 君		

◎ 開会の宣告

午前10時 00分

◎ 開議の宣告

午前10時 00分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

1 番、加藤 祐君の質問を許します。

1 番（加藤 祐君） 1 番、加藤 祐です。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。 （加藤議員、登壇）

1 番（加藤 祐君） 階上町は行財政改革大綱づくりも終わり、行政改革のなかに、グループ制を導入し職員一同日々努力して居りますことに、まずもって心から敬意を申し上げる次第でございます。

6 月議会にあたり通告に従いまして 2 点について、一般質問をさせていただきます。まず 1 点目は、下水道整備事業について、お伺いします。下水道本管工事也大分進んでいるように見受けられ、いよいよ処理場の用地造成が始まり、平成 21 年度に一部供用開始を目標に進んでおります。また、枝管の工事也大分着工されております。しかしながら、私道の地権者が不明で町に寄附採納をしたくても出来ない部分がございます。

私が、平成 15 年の 12 月定例議会の一般質問で地権者の行方不明者問題を町長にお伺いしたところ、町長は行方不明者を抜きにして工事が出来るものなのか、法的にはどうなのかと、後日相当な問題にならないのかとこれらを含めて検討しますと答弁をいただきましたが、この地域での地権者不明の問題の取り組みは、今、どのように進めているのかお伺いします。

また、下水道地域分担金はいつ頃地域に示されるのでしょうか。

2 点目は協働の町づくり地域生活基盤整備促進事業の構築について、お伺いします。昨年 9 月定例議会に一般質問をさせていただきましたが、少ない財源で住民の労力を活用し、町が原材料を支給し地域住民参加型の生活環境（道路、排水）の整備をして欲しいという質問に対し、町長からは、その様に進めていきたいという答弁をいただきましたが、今、どのような取り組みをしておられるのかお伺いします。尚、本定例会におかれまして、一般質問の機会をいただきました事に、心から感謝と敬意を申し上げ壇上からの質問を終わります。 （加藤議員、降壇）

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。 （町長、登壇）

町長（上山博一君） ええ、加藤議員のご質問にお答えいたします。前段の下水道整備事業についてであります。平成 17 年度の階上町公共下水道事業は、処理場の造成工

事、基礎工事、本管工事、2,360メートルと、してポンプ場2箇所の用地買収等が計画され、平成21年度の一部供用開始に向けて進めているところであります。さて、加藤議員ご質問の私道における地権者不明の問題の取組みは、今どのように進めているかということであります。また、下水道事業受益者負担金、分担金はいつ頃地域に示されるかであります。まず、私道における地権者不明の問題は、平成15年度の12月定例議会で申し上げたように、基本的には受益者負担ということですが、受益者だけではどうしてもならない箇所については、受益者・町が一体となり、進めて行かなければならないと考えています。今進めているのは、私道において地域代表及び所有者による寄付の申し出については、極力町で受け、管理するようにしています。下水道事業受益者負担金・分担金についてであります。公共下水道条例、公共下水道事業受益者負担金・分担金条例等、今年度中に制定し、受益者、関係者等に説明したいと考えているところであります。次に、協働のまちづくりについてであります。議員ご承知のように少子高齢化、地方分権の進行、社会経済の低迷と自治体を取り巻く環境は厳しいものがあります。こうした中で、高度化、多様化する町民のニーズ、全てに行政が対応して行くことは困難な状況になっています。こうしたことを背景に、昨年第3次階上町総合振興計画を見直し、自分たちのまちをつくり、守り、育んで行くために、町民も行政も当事者意識を持ち、共に協働して行く、協働を前提としたまちづくりを提唱しました。現在その推進方針を検討しているところであります。まず、それぞれの地域において自分たちの地域のまちづくり計画を策定することが、町民によるまちづくりの第一歩になるものと考えております。その中で、例えば議員ご指摘のように、生活基盤の整備のための原材料支給の方法、事業への共催、後援あるいは公共の空施設の提供、貸与等を本町の協働の方法として想定しております。今後は地域まちづくり計画の策定、原材料支給、共催、後援、公共の空施設の提供、貸与それぞれ詳細な取組み方針について協議、検討していく予定であります。これらを含めた本町の協働のまちづくり方針、推進方針が固まりましたら、町議会にも説明を申し上げたいと考えているところであります。

以上であります。（町長 降壇）

1番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1番、加藤 祐君。

1番（加藤 祐君） ええ、町長から日頃、地域の寄付採納については、ええ、お世話になっております。これも私らの町内の中で、一部寄付採納を受けていただきました。これは本当に有難い事だと感謝しております。ただ、あの、今下水道が進んでいる中で、ええ、一部私道の中が、私の町内の中にもございますし、また、全般を見ると西蒼前の方に行きますと、殆んどがそういう問題が関わって来ることは、ご存知の通りだと思います。

ます。この事を私は、15年の12月の定例会で、ええ、これは後に相当な問題になって行くんじゃないかと、こう考えまして、これを早期に解決していかなければならないと、こう申し上げました。その時に町長は、じゃその様に対処していきましょと、その通りだと、こう仰いました。その後、まあ、こうやってどの様に進んでいるのかというの私の質問でございますが、町長はその事に触れてないと、こう私は認識しておるんですが、やはり、あの、これは早期に解決しなきゃならない問題ではなからうかと、こう思うんですが、町長の考えは一寸落胆していて、いつでもどうなるんだという、そういう考えなのかもしれませんけども、一寸回答いただけない。ええ、それは今どの様に取り組まれているのかもう一回伺います。それから、ええ、負担金・分担金のことなんですけども、もう枝管が本管が大分進んでおる中で、枝管も工事に着工されております。そして地域に工事の説明もして進んでおる訳なんですけど、その中で、まだ分担金を決めていない。ああ、こりゃあ如何なものでしょうか。まあ、行政として大変忙しいのは、分かるんですが、この工事進んでいる中で、分担金も幾らという、まあ、法律で決まっているんだそうなんですが、その地域が払わなきゃならないということになっている様でございますが、まあ、いらないならこりゃあ何も急ぐ必要ありませんけども、町長がそれを町民からいただくのであれば、早く示すものは示さなきゃならないのが当然だろうと思うんですが、そのお答えをお願いしたい。それから協働のまちづくりの中で、住んで良かった、これから住みたい階上町にしたいと、第3次総合振興計画にそう謳い、そして進んでおりますが、町の中で、その、非常に財政が逼迫している中でございますので、住民参加型の協働のまちづくりをして行きたい。それを先般申し上げましたら、町長はその通りだと、そう進めていきましょと、そういう答弁をいただいた訳でございます。そして私知りたいのは、それに向けた取り組みをどのようにされているのか、町長その様に進めますということですから、ええ、私は非常に期待もしております。私は、蒼前の、特に西蒼前の方なんかは、見ると相当な排水の問題とか、道路の砂利道の問題とか、非常にこれは何とかしなきゃならないものだ、こういつも見ております。出来れば行政の力だけでやってほしいんですが、そうなりますと10年経っても20年経っても同じことを繰り返しているんじゃないかと、こう思いますし、また、今はやはり自分たちも自助努力、いわゆる互助努力・自助努力しなきゃならない、町側から扶助だけいただいて何時やるんだとこう文句ばかりつけている時代でもございませぬ。そう考えますとやはり、お互いに地域と町が参加し、そしてお互いの中でそのまちづくりをしていくのが、第3次総合振興計画の本当の意味合いじゃないかとこうも考えます。ええ、そのことを具体的に進めてほしいとこう考えます。町長今どの様な取り組みをしているのかお答えいただきたい。具体的にお答えをいただけたらよいと思いますが、町長もう一回答弁お願いいたします。

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ハイ、お答えしたいと思います。まあ、３点ほどの質問かなと思っています。下水道の一部、下水道施設設置に一部私道がある。まあ、１５年の１２月の一般質問でしたということですが、まあ、私道については、私どもも困っているのが事実です。これをどの様にしていくのかと、まあ、担当の方も他の市町村、また、県の方からも色々、この前の取り組み方についてはやっていますが、やはり地上権をもっている私道の了解なしには、やはり無理であろうと、しかし、方法はないものかということなんです。まあ、迂回路があればこりゃあまた良い訳ですけども、それでは地下にどの程度の私権が及ぶものかと、地下敷設出来ないものかという話。中々そこら辺が難しい問題もあるようだということですが、ええ、階上ばかりでなく、やはりこれは困った問題だということで、ええ、迂回路含めて、また、あの、近いところの私有地にお願い出来るものかと、まあ、こういったことも今検討しているところです。まあ、あの、２１年度にその供用開始ということですが、まあ、あまり期間がない訳ですが、まあ、これについて担当の方も工事に一生懸命なっていますので、これあの地元に入って、また、これに取組んで行かなければならないという事です。まあ、大変一寸私権とそして公共事業とのこの福祉、全体の福祉のためにどうなのかというのを、非常にあの難しい問題もあるようです。それから、負担金・分担金、まあ、あの、工事ということになりますと、また、公共樹から自宅のトイレの改造等、沢山これから出て来ると思いますが、これは、あの、担当の方にも早く、ええ、地元の説明すると、そして意見を聞くと、どの辺が丁度良いものかと、まあ、こういったことは出来るだけ早く地元に入るようにさせます。あと３～４年になりますか、地元との説明と意見を聞くと、出来るだけ早くそして地元の取組み、また、あの、受益者の心構え、取組みを進めて行きたいとこの様に考えているところです。それから協働のまちづくりの資材提供ではありますが、ええ、１７年度からと思っていましたが、中々思うように捗らない部分もありまして、これはまず地域の代表であります区長等に方針を説明すると、そして希望があれば、まあ、今年度中に予算を付けることが出来るかどうかということもあります。まず要望を取ると、まあ、具体的には１８年度からは予算を付けるにいいだろうと、これが、あの、まあ、その額については事務の方では検討している訳ですが、どの程度の希望があるものかということとを、まあ、今年はまずその準備、しかし、早いものであれば今年度は出来るかどうかという考えもあります。まあ、これは、あの、地元の加藤議員が仰った様に期待が大きいようでもありますので、極力期待に副うようにやっていきたいとこのように思っているところです。

１番（加藤 祐君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ええ、私こう町長の答弁を聞いて感ずるのは、今どの様なプロセスの中で進んでいるのかという、こう尋ねている訳なんです。あの、難しい問題これは相当な問題だろうとこう私考えてございます。それを私とすれば県の方とか、様々な行政機関の中で、ええ、それをご相談申し上げているのかと、その辺の事を聞きたいのであります。あの、迂回、迂回してとか、あの、他の用地を使ってそれは出来るものであれば良いけども、やはり住宅一棟一棟の中での道路を使用しての、その、排水の経路とか造らなきゃならない訳ですから、迂回してそこから持っていくっていうものでは、これはないと思うんです。町長ね、うーん、やはり道路を、地権者全部の判子をいただかなきゃならないって言う中での、工事をしなきゃならないって言うのであれば、あの、法的に執行をかけることが出来るものか、強制して出来るものかとか、そういう具体的な取組みを県とも相談したり、様々な機関の中でやらなきゃならない事だろうと、こう私は思うのでございますが、その辺が一寸見えてこない。その辺をもう一寸急がなきゃならないことじゃないかなとこう思うんです。で、協働のまちづくりのこともそうなんです。町長、あの、協働のまちづくりの中で、私尋ねているのは、今、まあ、荻沢補佐さんですか、あの、今グループの中で何て言うか一寸あれなんですけども、この間聞きましたら、どうなっているんだという、あの、荻沢さんに聞きましたらいやこれからキチンとした指針を作って、あの、いわゆる受ける体制ですね、やはり申請書とかそういう書類づくりをキチンとして、指針もキチンとして、そういう中からでないこれは駄目だろうと、いう中でもう一寸時間を下さいという私答弁を、あの、説明をいただいているんですが、町長そこら辺のことは聞いていないんですか。そこら辺を私は知りたいんですよ、やはり一回に出来るもんじゃないと思うんです。18年に町長やりたいう、出来れば今年からという何かあれでしたけど、この問題は一回に私は、ええ、申請があったから出来るという問題でもない。やはり、その、条例も作らなきゃならないだろうし、その中で指針とか、キチンとした書類作成をしていて、受ける体制もキチンとしなきゃならない。そしてグループリーダー、いわゆる町長いうグループリーダー、この間、答弁いただきましたけれども、区長に下げて行くんじゃないで、もう少ししっかりした形の中でお願いしたいってことなら、町長、いやそうしましょうという話をしたけども、その辺の考えも再度伺って、私は何故この質問をこういうふうに、あの、同じことをこう繰り返していくかということは、いわゆる第3次総合振興計画が、町で示されました。それは平成11年に第3次総合振興計画の中に、協働のまちづくりという立派なテーマを掲げて進んでいる訳です。それが22年最終、今17年度後期に入った訳です。絵に描いた餅では駄目だ。やっぱりそのためには、もう少しその一つ一つを追いかけて成果を見なきゃ駄目だと、成果を見たい。3ヶ月進んで今どうなっているのか、もう3ヶ月進んだらどうなっているのか、今年1年一杯何やったのかという私

は確実に、着実にそれを進めて私は行きたい。こう考えますので、また次の機会があれば3ヶ月後、次の議会でも質します。もう一回答弁お願いします。

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、下水道の方については、具体的に担当の方で、今、立てております。今までの調査、調べたものもあるようですので、これは担当の方から回答させていただきたいと思いますが、ええ、協働のまちづくり、今、あの着々とその準備を進めているところです。まあ、これは、あの、階上町の協働のまちづくり推進方針。それから地域ごとのまちづくり計画ガイドライン策定方針。こりゃ出来ています。こりゃ基本方針、どのような方法でどうやっていくんだが、こりゃもう説明するばかりに出来ています。善は急げと、早くやってほしいと、期待していると。まあ、こりゃ歓迎するところです。先ほど担当の方から、少し時間をくれということでもありますので、これはもう具体的にいつ頃何をすると、いうことまでは実は決めています。ただこれを肉付けをしていくと、具体的にまた予算もつけると、町内の方々が何を望んでいるのかと、これをまず、あの、吸い上げると、これは、あの、代表は必ずしも区長さんということではないんだけど、区長さんを抜きにしては進めれないと、いうことでもありますので、まあ、地区の方々の誰か代表になると思いますけども、まあ、こういったところです。まあ、あの、加藤さんの激励と受け取っていますけども、善は急げと、早くしたいと、思っていますのでもう少し時間をいただきたい。まあ、具体的には、ハッキリ言えることは、もう18年4月からはもう予算を付けてやっていくんだと、今年はその準備、どうなっているのかと、まあ、あの、住民に対する理解も必要でありますので一つ宜しくお願いいたします。以上であります。

産業建設課長（林 貢君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 産業建設課長、林 貢君。

産業建設課長（林 貢君） ええ、それでは加藤議員のご質問にお答え申し上げます。下水道の普及につきましては、議員ご自身からも大変ご心配をいただいております、まあ、特に、あの、議員、区長、地区の代表の方を中心に、まあ、下水道の、あの、普及する所等の、あの、私道の寄付採納等につきましては、大変、あの、ご心配とご努力をいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。まあ、私道においては、あの、従来はもう殆んど駄目な状態でありましたが、まあ、あの、地区の方とご協議申し上げ

たり、進めていきます段階で、まあ、従来困難と思われておりました、あの、私道についても、まあ、裁判所等での調査、また、転出先等の追跡等、これは、あの、個人的には大変困難でございますが、行政も一緒になって進めますと解決されたという例も実際にございますし、まあ、そういうようなことで第一段階では、従来とは一段踏み出して進めてまいりたいということは、まあ、ご承知の通りであります。まあ、特にまた、あの、そういう私道で困難なところについては、ここは出来る出来ないということは、実際、私道一本一本がものすごく複雑でございます、その対応につきましては、あの、残念ながら一概には言えないんですが、まあ、あの、下水道普及のためには、従来と違って行政も最大限の努力をしてみたいという方針は、町長からも常に言われておりますし、そういう方針で進めたいと思いますし、まあ、合わせまして、あの、今年度からグループ制の導入と合わせまして下水道の担当も人員を増加していただいておりますし、グループ制従来であれば、まあ、課長補佐、課長という体制だったんですが、その間に従来の課長級のグループリーダーという方も入って来ております。そういう面で総合的に人的な強化がされておりますので、今年度はそういう町長の方針も踏まえまして、まあ、例えば分担金の問題等も、これは、あの、条例とかそういうものを作成してまいらなければなりませんので、それらも進めますし、また、私道につきましても、まあ、これは例えばなんですが、えーと、あの、下水道のための私道の、あの、寄付採納要綱みたいなものも作ったりですね、そういうふうなことの整備をしまして、まあ、今年度には更に踏み込んで地域に入っていきたいというような事で、現在進めている段階でございますので、どうかご理解をいただきたいと思います。以上をもちまして答弁に代えさせていただきます。

1 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤 祐君の発言は既に 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条但し書きの規定により特に発言を許します。1 番、加藤 祐君。

1 番（加藤 祐君） ええ、明快な回答をいただきました。やはり町長の部下は立派な方ばかりでございます。私は今の課長のように、この答弁をいただきましたかったのでございます。今そういう取組みをしているんだと、やはり大したものだなあと私は感心しておりました。階上町も優秀な職員も沢山いるんだなあとこう関心しております。ええ、ところで先ほどの町長の協働のまちづくりの答弁をいただきましたが、立派な中で進んでいるんじゃないですか。もっとそれを早く私は答弁いただきましたかったです。ガイドラインづくり、やはり、あの、最終的にこう私はつくっていくんだというそういう意気込み、そしてまちづくりというのは、これから私は階上町にとって、ええ、独立を目指した訳でございますから、これが一番大事なことじゃなかろうかと、ええ、その中で

創意と工夫を持った、金ばかりじゃなくて創意と工夫を持った、まちづくりをこれからも皆で、ええ、尽力しながら進めて私もいきたいと考えるので、町長もうるさいと言わずに、これからもご協力を賜りますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（桑原一夫君） 以上で、1番、加藤 祐君の質問を終わります。

2番、重文字勝義君の質問を許します。

2番（重文字勝義君） 2番、重文字です。

議長（桑原一夫君） 2番、重文字勝義君。

2番（重文字勝義君） 今6月定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたことにお礼申し上げます。町長におかれましては、常日頃より住民の生命、財産を守るため消防、防災活動に対しまして、ご理解いただきご尽力されていることに対し深く敬意を表するものであります。さて、先般、行政改革の一環として消防団員の定数を190人以内から170人以内と条例改正を行ったところでありますが、これは現有の人数に合わせた改正であり、本団を除いた1分団当たりの団員数は22～23人程になるかと思っております。本町には、各地域に自分たちの地域は自らの手で守るんだという強い信念のもとに作られた7つの分団があり、消防、防災活動に当たっていただいているところです。私は以前より、このような自らの手で地域を守るという消防団組織は、小学校区単位に必要ではないかと考えております。現在、町内には消防団組織がない学区が2箇所程ありますが、今後この地域の方々が自ら組織化を望んだ場合、町長はどのように考えるのかお聞きいたします。本町には常備消防として、八戸東消防署階上分署が18名体制で昼夜問わず警戒に当たっているところでありますが、現在災害発生時には消防団の力が大きく働いていることは、ご存知の通りかと思えます。また、消防団組織は消防防災活動に当たるだけでなく、地域のコミュニティー形成に大きな役割を果たしているものと思っており、私は近い将来全学区に消防団が組織されることを望んでいるものであります。次に消防団の機械・器具整備についてお伺いします。本町には、役場職員で組織する団付分団があり、また、役場職員で地域の団に参加している職員も多数おります。特に平日の災害時等には、この団付分団を中心にいち早く現場へ駆けつけ、常備消防の後方支援や率先した消防活動に当たるなど、災害を最小限に食い止めるために活動をしているところであります。それもこれも役場に配置されていた団付車があったためいち早く出動できたからだと思います。この団付車は先般廃車となり、役場には防災パトロール車があるものの、この車は平常業務にも使用され、常に待機車両としてあるわけではありません。このようなことから以前より、出動に際して時間を費やしているのではないかと危惧しております。町では、団付車がなくなった後、一刻も早く災

害現場へ役場団員を出動させるために、どのような体制を整備しているのかお伺いします。また、町内のポンプ車の中には十数年を経過し、性能の低下や故障が心配されるものもあり、私はこのような災害に備える機械・器具は、今現在故障していないから大丈夫だと言うのではなく、ある程度老朽化を考慮して計画的に更新するべきものだと考えておりますが、町長の見解をお願いいたします。以上宜しくご回答お願いいたします

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、重文字議員のご質問にお答えいたします。第1点目の消防団組織についてであります。本町における消防力の配置状況は、赤保内耳ヶ吠地区の役場周辺には、団付分団及び常備消防の階上分署が配備されております。その他の行政区においても地域的なバランスが勘案されて、7分団を配置し、町全域が網羅され、消防団員数166名と少数精鋭ではありますが、有効に機能していると考えております。また、火災、山林火災等の大規模災害時には、隣接市・町との消防相互応援協定により、対応体制も整えているところであります。なお、現在は各分団とも若者を含む団員希望者が少なく、団員確保が困難な状況にあります。定員割れをしている状況から、消防団組織のない地区で、団員としてやっていただける方がおりましたら、当地域を管轄している分団等に所属していただくと、消防団員の一人として町民の生命・身体・財産を守るという任務を遂行するということは、可能と考えております。防災は自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもとに自主防衛力を高めていくため、町としても努力していく所存でございます。議員ご承知のとおり本町は、昨年4月に自主自立の道を歩むことを決定し、厳しい財政環境に対応すべき第3次行政改革大綱を策定し、行政運営の効率化に努めているところでもあり、今後新たな消防団を組織することについては、一時的な投資のほか維持経費も嵩みますので、当面は、現状の体制を維持したいと考えております。次に第2点目の消防の機械・器具についてお答え申し上げます。団付積載車につきましては、本年4月に廃止した訳ですが、議員ご指摘の通りいつ如何なるときでも出動に際し、支障をきたしてはならないものと考えておりますので、火災注意報・火災警報が発令され、火災の発生しやすい状態となった時には、防災パトロール車を待機させ有事の際にはいち早く駆けつけ、初期消防等に努めるよう出動態勢を整えているところであります。次に消防ポンプ車の更新の基準についてであります。各分団においては消防ポンプ自動車等の機械器具について、常に整備点検をし有事に対処しているところであります。さて本町においての更新は、概ね20年を基準としているところでありますが、車両の状況を勘案しながら整備をしているところであります。何れにしましても町消防団におきましては、少ない団員数と機械器具ではありますが、本町の消

防・防災のために日夜精進を重ね、一致団結し活動されていく事に対し感謝と敬意を表したいと思います。以上でございます。

2番（重文字勝義君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 2番、重文字勝義君。

2番（重文字勝義君） 丁寧な回答ありがとうございました。ええ、最後に消防団に対して、感謝の意を表していただき誠に嬉しく思うところであります。1点目の消防団組織のことでありますが、財政のお話がありましたが、町民の生命・財産を守ることは何事にも変えがたい重要な事だと認識しております。地域間によって消防・防災の違いが生じることはないよう充分配慮下さいますようお願いするところであります。次に2点目の機械・器具についてであります。団付車の廃車により自家用車での指導ということもあろうかと思えます。その際は、特に事故等に注意をするよう、職員の指導もお願いいたしまして、ご答弁はいりませんが、最後は私からのお願いを述べさせていただきます一般質問を終了したいと思います。誠にありがとうございました。

議長（桑原一夫君） 以上で、2番、重文字勝義君の質問を終わります。

11番、佐京 登君の質問を許します。

11番（佐京 登君） 11番、佐京です。

議長（桑原一夫君） 11番、佐京 登君。（佐京議員 登壇）

11番（佐京 登君） 議長のお許しをいただき、質問させていただきます。本町の基幹産業である水産業を取り巻く環境は、多くの問題点を抱えております。第一に資源減少、魚価安、輸入水産物の増加、担い手不足と高齢者の就業維持等、極めて厳しい状況にあります。第二に磯やけ現象が続き、アワビ・ウニの成長に餌不足による影響が見られ、商品価値まで及んでいます。第三に稚魚・稚貝の放流事業の検証と放流後の資源管理にあると考えております。以上の問題点の中から、第三の問題点を一点に絞りお伺いします。当町に立地している社団法人青森県栽培漁業協会に対する、町の今後の対応についてであります。当町に立地している社団法人青森県栽培漁業協会は、昭和56年度からアワビ、平成2年度からヒラメの種苗を生産し、ヒラメ生産量日本一を達成するなど、県内の栽培漁業推進に多大な貢献をしております。その運営費はアワビの稚貝の売上代金、ヒラメ漁獲金額の5パーセント負担、県補助金等で賄っていると聞いています。しかし、平成15年12月に改定された、青森県行政改革大綱に基づき、栽培漁業

協会では県からの補助金無しで運営を迫られていると聞いています。そのため協会では、経費の切り詰め、人件費の削減、運営費の削減等に最大の努力をしているそうですが、今のところ県の補助金無しでは、運営が成り立たないということであります。このままでは協会の存続そのものが危ぶまれる状況にあると考えられます。その一方、協会からは階上町に対し、漁業振興はもとより固定資産税の納入、年間延べ人数で3千人以上の地元雇用、燃油等資材の地元調達等、階上町にとっても大事な産業と思われるので、この栽培漁業協会が今後も存続し、安定的に稚魚・稚貝を供給し、運営されるよう県に要望すべきかと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。（佐京議員 降壇）

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。（町長 登壇）

町長（上山博一君） ええ、佐京議員のご質問にお答えいたします。まあ、佐京議員ご承知の現施設は青森県栽培漁業振興協会が、県から借用して運営しております。平成16年度の主な収入は、アワビとヒラメの種苗販売収入1億7百97万円と県補助金6千4百47万円となっています。17年度、今年度ですね、17年度県補助金は4千5百54万1千円まで減額されました。支出の維持管理費は、燃料費等2千万円、ろ過機・配管・ボイラー等の管理費が1千万円、その他維持管理費が百万円、町固定資産税額は14万3千4百円であります。漁協からは燃料代等2千万円を購入し、臨時職員は16年度ではアワビで1千6百人、ヒラメで1千5百75人計3千百75人を地元雇用し、賃金合計で2千79万6千円となっています。県の補助金については、平成16年12月策定の青森県行政改革大綱に基づき、年々減少しており19年度には廃止の予定になっています。種苗単価については値上げをしてきており、今後の値上げは見込めない状態にあるため、補助金が無くなった場合は事業が成り立たなくなる恐れもあります。協会としても、今、委託料として最低3千5百万円を確保のため、県と交渉しているところです。まあ、本県沿岸漁業の振興を図る上でも、公益性の高いこの施設が、町にとりましても継続して栽培漁業の振興ができ、地元雇用、産業発展が出来るよう沿岸市町村と連絡を密にしながら、県に要望しているところでありますが、今後も要望を続けて行くと、このようになっております。更に議員からも、今後ともにご協力お願いいたします。以上でございます。（町長 降壇）

11番（佐京 登君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 11番、佐京 登君。

11番（佐京 登君） 有難うございました。今後の存続運動の展開として、町単独ではなく太平洋に面した市町村が連帯し、一体となって水産資源、漁民の現状を厳しい状況を県に訴え、行政改革大綱の見直しを要求していただきたい。この豊かな海を子や孫の代まで、豊かな海のまま引き渡すのが今の我々への課題だと考えます。どうか町長の強いリーダーシップを発揮し、県に対し見直しをしていただけるようご期待申し上げまして終わらせていただきます。有難うございました。

議長（桑原一夫君） 以上で11番、佐京 登君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月17日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午前10時56分）

平成17年第3回階上町議会定例会 第3日目

議事日程第3号

平成17年6月17日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 平成16年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 平成16年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第3 | 議案第1号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第2号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第3号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第4号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第5号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第6号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第7号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第8号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第9号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第10号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第11号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| 日程第14 | 議案第12号 | 階上町光のふるさと創造事業基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 階上町ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 階上町法定外公共物管理条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 階上町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 階上町コミュニティ公園の制定について |
| 日程第19 | 議案第17号 | 階上町住民集会所条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第18号 | ふるさと河川公園条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第19号 | 階上町農村活性化センター条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 階上町ふるさとにぎわい広場条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第21号 | 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第22号 | 階上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第23号 | 階上町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第24号 | 階上町畜産総合対策事業基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第25号 | 階上町家畜導入基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第26号 | 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第29 | 議案第27号 | 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第28号 | 平成17年度階上町一般会計補正予算（第1号） |

- 日程第 31 議案第 29 号 平成 17 年度階上町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 32 議案第 30 号 平成 17 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 33 議案第 31 号 平成 17 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 34 議案第 32 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
 日程第 35 議案第 33 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
 日程第 36 階上町農業委員会委員の推薦について
 日程第 37 陳情第 1 号 現行の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出を求める陳情
 日程第 38 陳情第 3 号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める陳情
 日程第 39 陳情第 2 号 公務員給与の地域間格差導入に関する意見書の提出を求める陳情
 日程第 40 議会案第 1 号 分権時代の新しい議会制度の構築を求める意見書
 日程第 41 議会案第 2 号 現行の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
 日程第 42 議会案第 3 号 公務員給与の地域間格差導入に関する意見書
 日程第 43 議会案第 4 号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書
 日程第 44 議員派遣の件
 日程第 45 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	加 藤 祐 君	2 番	重 文 字 勝 義 君
3 番	鹿 原 章 男 君	4 番	橋 場 敏 雄 君
5 番	高 松 久 美 子 君	6 番	石 川 清 人 君
7 番	山 田 恵 治 君	8 番	土 橋 信 夫 君
9 番	郷 州 公 典 君	10 番	松 森 蒿 君
11 番	佐 京 登 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	大 前 典 男 君	14 番	木 村 勝 彦 君
15 番	金 沢 啓 一 君	16 番	浜 谷 豊 美 君
17 番	荒 道 鶴 造 君	18 番	桑 原 一 夫 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	上山博一君	助 役	笹山一夫君
収 入 役	荒谷剛生君	教 育 長	村上富士夫君
総 務 課 長	工藤靖夫君	町 民 課 長	高階繁雄君
保健福祉課長	鳩 文男君	産業建設課長	林 貢君
教 育 課 長	三上孝八君	総 務	上 博文君
企 画 財 政	高橋信一君	グループリーダー	
グループリーダー		税 務	寅谷信廣君
グループリーダー		グループリーダー	
戸 籍 住 民	池田 隆君	保 健 福 祉	中村豊志君
グループリーダー		グループリーダー	
中央保育所長	佐々木忠弘君	産 業 振 興	川向達人君
		グループリーダー	
土 木 建 設	中城 功君	教 育	小沢 勝君
グループリーダー		グループリーダー	
出 納 室 長	浜谷義勝君	代表監査委員	志民安之助君

職務のための出席者

議会事務局長	梨子謙一君	総務グループ	沼沢範雄君
		サブリーダー	
総務グループ			
総括主幹	長根 工君		

◎ 開会の宣告

午前10時 00分

◎ 開議の宣告

午前10時 00分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、日程第1、報告第1号 平成16年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件及び日程第2 報告第2号 平成16年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についての件は、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

この際、日程第3、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び日程第4、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件、2件は承認することに決定いたしました。

この際、日程第5、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第9、議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、5件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、5件を承認することに決定いたしました。

この際、日程第10、議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、日程第13、議案第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、4件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、4件を承認することに決定いたしました

この際、日程第14 議案第12号 階上町光のふるさと創造事業基金条例を廃止する条例の制定についての件及び日程第15 議案第13号 階上町ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例の制定についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第12号 階上町光のふるさと創造事業基金条例を廃止する条例の制定についての件及び議案第13号 階上町ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号 階上町法定外公共物管理条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 階上町法定外公共物管理条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第17、議案第15号 階上町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の制定についての件から、日程第22 議案第20号 階上町ふるさとにぎわい広場条例の制定についての件まで、6件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

16番（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 16番、浜谷豊美君。

16番（浜谷豊美君） 16番 浜谷です。えーと、議案第15号の指定管理者の条例制定について伺いたします。ええ、条例案そのものについては問題ないと思いますが、その運用にあたっての細則について、ええ、まだ煮詰っていないものが見受けられます。そういった中で、恐らく一番関心の的になろうと思われるのが、道の駅であろうと思います。ええ、そのへんについても目的とかですね、その方針についてしっかりと定めて、そして、ええ、いかないと、その場当たりの対応であっては、後になって色々な問題を引き起こすだろうと思います。ええ、そういうふうなことのないように、その内容を慎重に議会とも協議しながら、そして、その後の公募についても進めていただきたいと思います。ええ、先日の協議会での説明では、何かこう見切り発車されるんじゃないかなあというふうな、懸念されましたのでその辺について、ええ、大丈夫なのかその辺の考え方を一つこう、町長の考えを聞きたいと思います。

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。

町長（上山博一君） ええ、お答えしたいと思います。昨日の協議会でも、まあ、説明して議員のご意見は何った訳ですが、まだ、あの、細部までは実は詰まっていないところがありまして、まあ、あの、基本的なものを条例で決めていくと、それから、ああ、実施にあたっての規則等をこれから決めていく訳ですが、まあ、事務の方で今、あの、何をどうすれば良いかというのを、詰めている最中でありますので、案が出来ましたら又議員の皆様にも説明して、ご意見を聞きたいと、まあ、このように思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

16番（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 16番、浜谷豊美君。

16番（浜谷豊美君） えーと、昨日の答弁の中では、まあ、町長は前向き意見も発言をされていた様であります。そのほかの課を含めた中での意識統一というのがされていないのかなと、いうふうな感じがされましたので、ええ、その方向、やり方等においてある程度、あの、巾を持たせたやり方うんぬんということでございますが、今まで第3セクターでやって来て問題ありを、経費節減した中で同じような枠の中でやれば、旨くいかないというふうなのは目に見えている訳ですので、その辺を充分考慮して進めていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（桑原一夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これを持って質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第15号 階上町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の制定についての件から、議案第20号 階上町ふるさとにぎわい広場条例の制定についての件まで、6件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第23、議案第21号 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件及び日程第24 議案第22号 階上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番、石川清人君。

6番（石川清人君） 6番、石川です。えー、この個人情報、全国でも大変問題になって来ておりますが、その個人情報即ち閲覧をする場合の我が町ではどのような管理体制をとっているか、お答えいただきたいと思います。

総務課長（工藤靖夫君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 総務課長、工藤靖夫君。

総務課長（工藤靖夫君） えーと、あの、今の石川議員の質問にお答えいたします。あの、今の質問でございますが、申請があればどなたでも閲覧できるようにしております。

6番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 6番、石川清人君。

6番（石川清人君） えーと、申請すればどなたでもという事でございます。今、ニュース等でも凄い反論になっている訳ですよ。それで各市役所及び役場関係では、その地

域によって皆、あの、違ってきているということで、あの、凄い混乱を招いているところでございます。えーと、ハッキリした目的をもってやること、それから、その事情、相手がハッキリしていない場合は、閲覧しないようにもっと厳しい目でみないと全部ながれてしまう。という不安を懷いております。その辺をもう一寸キチッと決めていただきたいと思います。(条例等調べて答弁に手間取る)

6番(石川清人君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 一寸待って下さい。

6番(石川清人君) いや、言っている意味が通じていないみたいだから議長、宜しいですか。

議長(桑原一夫君) 6番、石川清人君。

6番(石川清人君) ハイ、その条例を調べろという事じゃなくて、国では当然、あの、そういうふうな、一般は申請すれば出来ることになっていますけど、だけど、大変今問題になっていて、各市町村等で、あの、吟味しながら厳しく、あの、取り扱っています。ようするに国の今の法律だと余にも簡単すぎると、いうことで独自に作ってますので、その辺を吟味して宜しくお願いしたいということであります。今調べてもそれは出て来ないと思います。

総務課長(工藤靖夫君) ハイ、議長。

議長(桑原一夫君) 総務課長、工藤靖夫君。

総務課長(工藤靖夫君) あの、石川議員ご指摘の、あれでこれから検討していきたいと思いますので、宜しくお願いします。

議長(桑原一夫君) ほかに質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これを持って質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第21号 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件及び議案第22号 階上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第２５、議案第２３号 階上町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第２７、議案第２５号 階上町家畜導入基金条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、３件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第２３号 階上町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第２５号 階上町家畜導入基金条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、３件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第２８、議案第２６号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件及び日程第２９、議案第２７号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件、２件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第２６号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件及び議案第２７号 階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての件、２件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３０ 議案第２８号 平成１７年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第２８号 平成１７年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたしま

す。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第31、議案29号 平成17年度階上町老人保健特別会計補正予算の件及び日程第32、議案第30号 平成17年度階上町介護保険特別会計補正予算の件、2件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありますか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案29号 平成17年度階上町老人保健特別会計補正予算の件及び議案第30号 平成17年度階上町介護保険特別会計補正予算の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第31号 階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありますか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第31号 階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第32号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第35、議案第33号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第36、階上町農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員は、議会より一人推薦することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます

よって、議会推薦の農業委員は、議会より一人推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。

農業委員の推薦の方法については、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名推薦することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名推薦することに決定いたしました。

それでは、議会で推薦する農業委員に松森 嵩君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました松森 嵩君を農業委員に推薦することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました松森 嵩君を農業委員に推薦することに決定いたしました。

この際、日程第３７、陳情第１号 現行の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出を求める陳情の件及び日程第３８、陳情第３号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める陳情の件、２件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（石川清人君） ハイ。（石川議員 登壇） 教育民生常任委員会に付託されました陳情第１号並びに陳情第３号は、何れも採択と決定いたしました。以上報告終わります。（石川議員 降壇）

議長（桑原一夫君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第１号及び陳情第３号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号及び陳情第３号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第３９、陳情第２号 公務員給与の地域間格差導入に関する意見書の提出を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務財政常任委員長。

総務財政常任委員長（大前典男君） ハイ。（大前議員 登壇） ええ、総務財政常任委員会に付託された審査結果についてご報告いたします。結果についてはお手元に配付されております陳情審査報告書のとおり、陳情第２号については採択と決定いたしました。以上で報告を終わります。（大前議員 降壇）

議長（桑原一夫君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第２号の件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、日程第40、議会案第1号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の件から、日程第43、議会案第4号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の件まで、4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案については、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第1号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の件から、議会案第4号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の件まで、4件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の提出については、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任することに決定いたしました。

日程第44、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第45、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長（上山博一君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長 上山博一君。（町長 登壇）

町長（上山博一君） 平成17年第3回階上町議会定例会の閉会にあたり、一言申し上げます。今定例会は、本日を持って閉会となりますが、ご提案申し上げました全議案を原案のとおり可決いただきましたことにお礼を申し上げます。ご承知のように、国、地方自治体も財政が極めて悪化しています。現実は大きい行政区、自治体ほど財政が厳しいという実態であります。当町においても平成17年度は、行革元年と位置づけしてスリム化を図りました。まあ、当然の帰結として町民にも痛みを強いているところであります。昨日16日の新聞は、景気、弱さ、脱する動き、11ヶ月ぶり情報修正という記事が載っていました。まあ、しかし、東北特に青森県は、企業の活力と雇用の面で未だの感があり、公共事業に依存している建設業は、大きなダメージを受けている状況であります。まあ、この事は当町においても雇用と税収に大きな影響が出ているものと考えています。議会と執行部は、連携して町と町民のために共に歩んで参りたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。以上お礼を兼ねまして閉会にあたっての挨拶といたします。有難うございます。（町長 降壇）

議長（桑原一夫君） これにて、平成17年度第3回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前10時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

